

＜引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について＞

平成 26 年 4 月 1 日に引き上げとなった地方消費税収は、地方消費税交付金として交付され、その引き上げ分については全額を社会保障費に関する経費に充てることとされているため、以下にその詳細を明示する。

【単位：千円】

項 目		決 算 額
歳 入	平成 28 年度地方消費税交付金(社会保障財源分)	46,772
歳 出	社会保障施策に要する経費(下記のとおり)	480,103

【社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費】

【単位：千円】

予 算 科 目			対象経費	財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
款	項	目		国県支出 金	地 方 債	そ の 他	引上げ分の地 方消費税交付 金(社会保障財 源化分)	そ の 他
民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	56,194	39,205	0	0	5,472	11,517
民生費	社会福祉費	老人福祉費	109,099	857	0	3,226	10,636	94,380
民生費	社会福祉費	障害者福祉費	152,220	107,553	0	70	14,827	29,770
民生費	社会福祉費	後期高齢者医療費	22,015	16,511	0	0	2,147	3,357
民生費	児童福祉費	児童措置費	84,300	71,298	0	0	8,213	4,789
民生費	児童福祉費	母子福祉費	446	223	0	0	42	181
衛生費	保健衛生費	保健衛生総務費	22,833	7,001	0	0	2,222	13,610
衛生費	保健衛生費	予防費	32,996	619	0	2,099	3,213	27,065
合 計			480,103	243,267	0	5,395	46,772	184,669

※一般職人件費・一般事務費は除く。